

だれもが安心して 地域で暮らせるまちづくりを

「西宮市障害福祉推進計画」を策定しました

市はこのたび、「西宮市障害福祉推進計画」を策定しました。この計画は、障害福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みを示す計画で、今後、この計画のもとで、障害のある人をはじめ、だれもが安心して地域で暮らせるまちづくりに取り組みていきます。

計画書は、健康福祉計画課（市役所本庁舎7階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しています。

問合せは健康福祉計画課（0798・35・3288）へ。

計画策定の背景

本市は、障害のある人が地域社会において自立して生活し、すべての市民とともに支えあう社会をめざして、障害福祉施策の推進と充実を図ってきましたが、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、18年10月から障害福祉サービスの事業体系が再編されるなど、障害福祉施策の大幅な改革が行われました。

このような状況の変化に的確に対応するとともに、すべての人々の権利が尊重され、だれもが安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、このたび「障害福祉推進計画」を改定しました。

計画の期間

「西宮市障害福祉推進計画」は、平成18年度から23年度までの6年間の計画とします。

2. 自立と社会参加の促進

障害の状況や適性、意向等に応じて、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に引き出す教育・療育体制の充実を図るとともに、多様な形態の就労の場の確保に努めます。

また、障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人とふれあい、ともに心豊かなときが過ごせるよう支援します。

3. ともに支えあう福祉のまちづくり

障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住みながら地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、人々の理解と協力を促すための啓発・広報や福祉教育の充実、多様な交流活動の促進に努めます。

1. 地域における生活支援

障害のある人のニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実を図ります。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択、自己決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

1. 地域における自立生活への支援

障害のある人の地域における自立生活を支えるための仕組みづくり、働く場・活動の場の確保に向けた取り組みに努めます。

2. 働く場 活動の場の確保

- ◆相談支援体制の充実
 - 身体、知的、精神3障害に対応した総合相談窓口の設置
 - 相談支援機関のネットワーク化（地域自立支援協議会の設置など）
- ◆権利擁護体制の整備 など
- ◆生活の場の確保
 - 生活ホームへの運営支援
 - グループホーム、ケアホームの整備促進 など
- ◆日中活動の場の充実
 - 新事業体系にもとづく通所サービスの提供促進 など
- ◆在宅生活の支援
 - 在宅生活や社会参加に対する支援の充実 など

2. 働く場 活動の場の確保

また、だれにとっても暮らしやすい生活空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及啓発、災害や犯罪の心配のないまちづくりの推進など、だれもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

重点的な取り組み

障害のある人の自立支援の観点から、施設入所者や入院患者の地域生活への移行も含めて、



◆就労支援のための体制づくり

「西宮市障害福祉推進計画(概要版)」 パブリックコメントの結果とともに配布

市は、「西宮市障害福祉推進計画(素案)」について、昨年12月20日から1月19日まで市民の

市は、「西宮市障害福祉推進計画(概要版)」は、次の場所で配布しているほか市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しています。

- ◆職業リハビリテーション、就労促進事業の推進
- 障害者自立支援法にもとづく新事業体系への移行促進
- 職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進
- ◆福祉的就労の場の充実
 - 小規模通所作業所の運営支援
 - 福祉的就労関係施設の受注機会の確保 など

計画の推進

「西宮市障害福祉推進計画」の推進にあたって、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、「地域自立支援協議会」を設置し、障害福祉施策に関する幅広い意見交換の場とするなど、に、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を進めていきます。

皆さんから意見を募集し、貴重な意見をいただきました。いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方、策定された「西宮市障害福祉推進計画(概要版)」は、次の場所で配布しているほか市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しています。

問合せは健康福祉計画課（0798・35・3288）へ。

【配布場所】市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、健康福祉計画課（市役所本庁舎7階）

- ① だれもが人として尊重しあい、支えあうまち
- ② だれもが人として輝き、自立した生活をおくれるまち
- ③ だれもが自らの生き方を選べるまち
- ④ だれもが身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実したまち

<基本目標>

< 施策の展開 >

地域における生活支援

- ◆相談支援と権利擁護の推進
 - (1) 相談支援体制づくり
 - (2) 広報・情報提供の充実
 - (3) 権利擁護の推進
- ◆保健・医療の充実
 - (1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実
 - (2) こころの健康づくり
 - (3) 難病患者等への支援
- ◆生活支援の充実
 - (1) 新たなサービス利用制度の円滑な実施
 - (2) 生活支援サービスの提供

自立と社会参加の促進

- ◆教育・療育の充実
 - (1) 療育・発達支援体制の充実
 - (2) 障害児教育の充実
- ◆雇用・就労の促進
 - (1) 多様な就労の場の確保と支援
 - (2) 福祉的就労の場の充実
- ◆社会参加の促進
 - (1) 移動・コミュニケーションに関する支援
 - (2) スポーツ・文化活動等の振興

ともに支えあう福祉のまちづくり

- ◆ともに支えあうまちづくり
 - (1) 理解と交流の促進
 - (2) 地域における福祉活動の推進
- ◆生活環境の充実
 - (1) 福祉のまちづくり
 - (2) 居住環境の整備・改善
 - (3) 生活安全対策の推進

「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」

「西宮市障害福祉推進計画」における基本的な考え方

借金問題でお悩みの方、費用分割可
債務整理(自己破産、個人再生、任意整理)
過払い金請求をお考えの方は
是非ご相談下さい。



甲東園法務司法書士事務所

完全電話予約制 0798-54-3259

電話受付時間：平日9時～17時(土日祝休み・不定休有り)

阪急今津線甲東園駅徒歩2分/コインパーキング(有料)が近くにあります。